

尾久東部地区 まちづくり新聞

発行 尾久東部地区防災まちづくり協議会

編集:荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課(協力:株式会社地域計画連合)

令和3年度 尾久東部地区防災まちづくり協議会を開催！！

尾久東部地区防災まちづくり協議会（以下「協議会」という。）では、平成31年3月の発足より防災性の向上と良好な住環境の形成を目指して、これまでまちづくりルール（地区計画）の策定に取り組んできました。

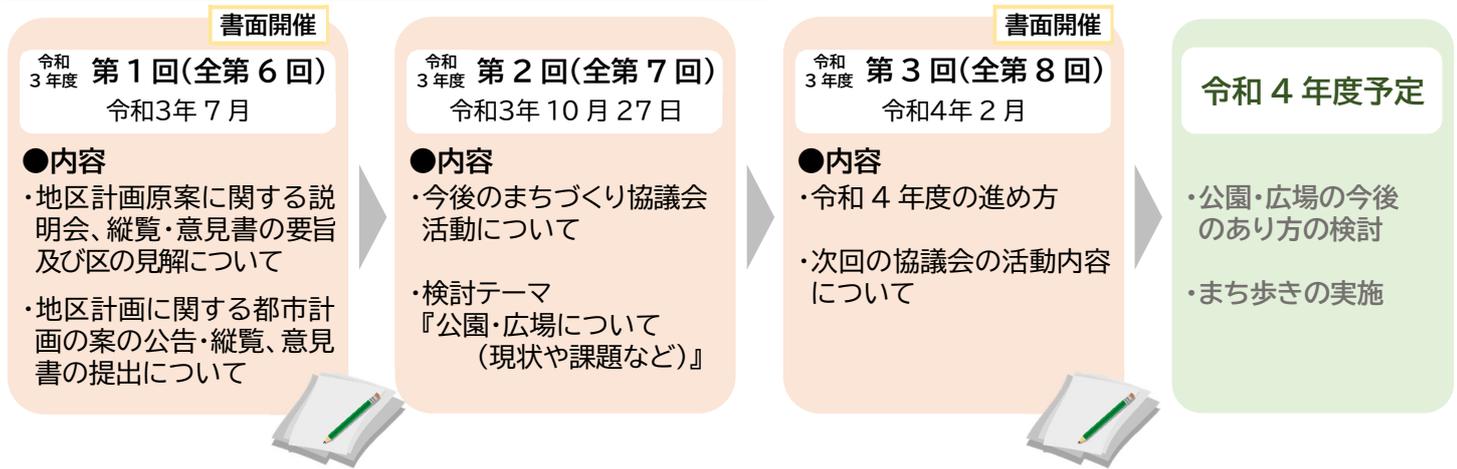
令和3年度は、協議会を3回開催（書面含む）し、地区計画策定後の今後の活動目標を「まちの現状を知り、まちのミライを考え、必要な取り組みを検討する」に定め、まずは身近な議題として地区内にある公園・広場の利用状況や特徴、課題について意見交換を行いました。検討結果の詳細は、2ページ目でご紹介します。

令和3年度の取り組みや今後のスケジュールについては、以下のとおりです。



▲令和3年度第2回 協議会の様子

■令和3年度の取り組みと今後のスケジュール



荒川区からのお知らせ

◆東尾久本町通りふれあい館がいよいよ開館！

令和4年4月1日、東尾久本町通りふれあい館がいよいよ開館します。

東尾久本町通りふれあい館の開設に伴い、長きにわたり多くの皆様にご利用いただいた東尾久ひろば館は、令和4年3月31日をもって閉館します。

なお、今後の協議会は東尾久本町通りふれあい館で開催する予定です。



▲東尾久本町通りふれあい館
外観イメージ(東尾久2-37-14)

第2回協議会の検討テーマ『公園・広場について(現状や課題など)』

第2回協議会では、地区内にある公園・広場（公園・児童遊園、防災広場、防災スポット）の利用状況や特徴、課題について、意見交換を行いました。当日あがったご意見をご紹介します。

災害時に有効な広場用地を探しています！
 区では、防災スポット等のオープンスペースとして活用可能な土地を探しています。
 お譲りいただける土地や空き地等の情報をお寄せください。（3ページのお問合わせ先まで）

公園・児童遊園に関する意見

利用状況や特徴

- 桜の木があるので、花見の時期にはよく人が集まっている。（東尾久三丁目西児童遊園）
- 高齢者向けの健康器具あり、年配の方がよく利用されている印象である。（尾久第三児童遊園）

課題

- マンホールトイレや防災井戸など災害時に活用できる設備があるので、その使い方のデモンストレーションをしてほしい。
- 防災倉庫にD級ポンプ等防災器具が収納されているが、防災倉庫が常時施錠されているため、災害時に即座に利用できない。

■地区内の公園・児童遊園の情報

区では、一人当たりの公園面積3㎡（区全体）をめざし、公園・児童遊園の整備を進めています。
 地区内には公園・児童遊園が10か所、約4,900㎡整備されており、地区内の一
 人当たりの公園面積は0.29㎡/人とな
 っています。（区平均：2.03㎡/人）



▲尾久小公園
 (東尾久6-42)

防災広場に関する意見

利用状況や特徴

- 近隣の町会が合同で盆踊りの会場として利用しているなど、地域活動の場として重宝されている。（東尾久六丁目防災広場）
- 自転車やバイクの乗り捨てが目立つ。（東尾久二丁目防災広場）

課題

- 防災目的に特化した設備が設置されているため、平常時には利用しにくい。
- 災害時に非常用電源となる設備が設置されていると良い。平常時も地域活動に利用したい。

■地区内の防災広場の情報

区では、災害時は地域の防災活動の拠点として、平常時は地域住民の防災訓練及び交流の場として活用可能な防災広場の整備を進めています。
 地区内には、防災広場が2か所整備されています。



▲東尾久六丁目防災広場
 (東尾久6-15)



凡例

- 公園・児童遊園 (Green square)
- 防災スポット (Orange square)
- 防災広場 (Pink square)
- 主要生活道路※ (Purple line)
- ※地区の防災性や日常生活の利便性の向上を図るため、整備が必要な道路となっており、一定の幅員の確保を進めています。
- 地区区域 (Blue dashed line)
- 町丁目境 (Black dashed line)

防災スポットに関する意見

利用状況や特徴

- 地域の憩いの場になっている。（六仲防災スポット）
- 餅つきなどのイベントで利用している。（六仲防災スポット）
- 防災訓練で利用している。（東尾久一丁目防災スポット）

■地区内の防災スポットの情報

区では、災害時は、火災の延焼防止または遅延、建て詰まりの軽減を図るほか、D級ポンプやバールなどの災害用資器材を配備し、地域での初期消火や救助活動を促進する場として、平常時は、地域の憩いの場として活用可能な小規模な敷地（概ね30㎡以上）を取得し、防災スポットの整備を進めています。

地区内には、防災スポットが2か所整備されており、令和4年4月には、東尾久一丁目西防災スポットが開設予定です。



東尾久一丁目防災スポット
 (東尾久1-7)

地区全体に関する意見

課題

- 防災活動の場として、防災広場や防災スポットが整備されていることがあまり知られていない。
- 今後整備する公園・広場等に芝生が植えられていれば、多くの人が集まるのではないか。
- 地区内の消防水利の位置を把握できていない。

公園・広場等に設置されている主な防災設備

- マンホールトイレ
 災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便器を設けることで、トイレとして使用できます。なお、排水は防災井戸の水を活用します。
- 防災井戸
 災害時にマンホールトイレの排水など、生活用水として利用できます。（飲用不可）
- 防火水槽
 消防水利は、消防用の水の供給設備の総称です。消防水利には、主なものとして「防火水槽」があります。





不燃化特区支援制度を活用して建替えたお宅にインタビュー！

不燃化特区支援制度を活用したお宅に、建替えを考えたきっかけなどについて、お話を伺いました。

- ご住所: 荒川区西尾久五丁目
- 建替え: 【前】木造2階建て 住宅+店舗
【後】鉄骨造3階建て 住宅



従前



従後

建替えを考えた“きっかけ”は何ですか？

もともと住宅と店舗の2件が並んでおり、店舗部分は使っておらず、一方で駐車場は近所に借りているというように、無駄が多い状況でした。
土地の有効利用と自宅周辺の木密地域改善に協力したい想いもあり、建替えを考え始めました。

支援制度はどのように活用されましたか？

専門家の派遣と建替え助成(従前建物の解体費と従後建物の設計・監理費の助成)を受けました。
専門家派遣制度では、司法書士さんと建築士さんにご相談しました。特に、相続手続きには当初不安もありましたが、司法書士さんにご相談することで安心して進めることができました。

現在のお住まいでの暮らしはいかがでしょう。

これまでは地震による倒壊が心配でしたが、今はその心配もなく、将来、子どもが独立した後は部屋を広く使えるようにするなど、いろいろ考えて設計できたこともあり、とても気に入っています！

お話を聞かせていただき、ありがとうございました！

区に相談に行ったことで、様々な支援制度について知ることができ、うまく活用することができました！

このように不燃化特区支援制度を活用して、建替えを行い、お気に入りの住まいを手に入れた方もいらっしゃいます。

■不燃化特区支援制度

令和7年度まで

ご自宅の建替えや空き家となってしまった実家の解体などをお考えの方は、ぜひご相談ください。

解体の一部費用が
助成されます！

建替えの一部費用
(解体費及び設計・監理費)が
助成されます！

建築士・司法書士・弁護士など
専門家を無料で派遣します！

動画配信 防災まちづくりに関する事業紹介

区では、災害に強いまちづくりをめざして、不燃化特区支援制度のほか、道路の拡幅や、公園等のオープンスペースの確保に取り組んでおります。その一部をご紹介します。

YouTube から

検索の上、ご視聴ください。

町屋・尾久地区

防災まちづくりに関する事業紹介

検索

【お問い合わせ】

荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課 〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3(区役所北庁舎 2階)

電話:代表 03-3802-3111(内線 2828) Fax:03-3802-4104 担当:青天目、杉山